

国土計画関係基礎資料

（総論）

国土に関する諸計画の体系

国土総合開発法の体系

国土利用計画と他の諸計画との関係

これまでの国土計画と関係法令等について

全国総合開発計画（概要）の比較

国土利用計画（全国計画）概要の比較

新たな国土計画体系の確立に関する記述

（「21世紀の国土のランドデザイン」より抜粋）

第2次地方分権推進計画（平成11年3月閣議決定）抜粋

（全国計画関係）

各全総計画における主な目標値または予測値

「21世紀の国土のランドデザイン」における整備目標の具体的記載

四全総における主要分野の国土基盤整備目標

国土計画のマネジメントサイクルと国土のモニタリングの枠組み

（広域計画関係）

大都市圏整備計画の体系

大都市圏基本計画等（概要）の比較

地方開発促進法の概要

地方開発促進計画（概要）の比較

ブロック計画の計画圏域

（土地利用関係）

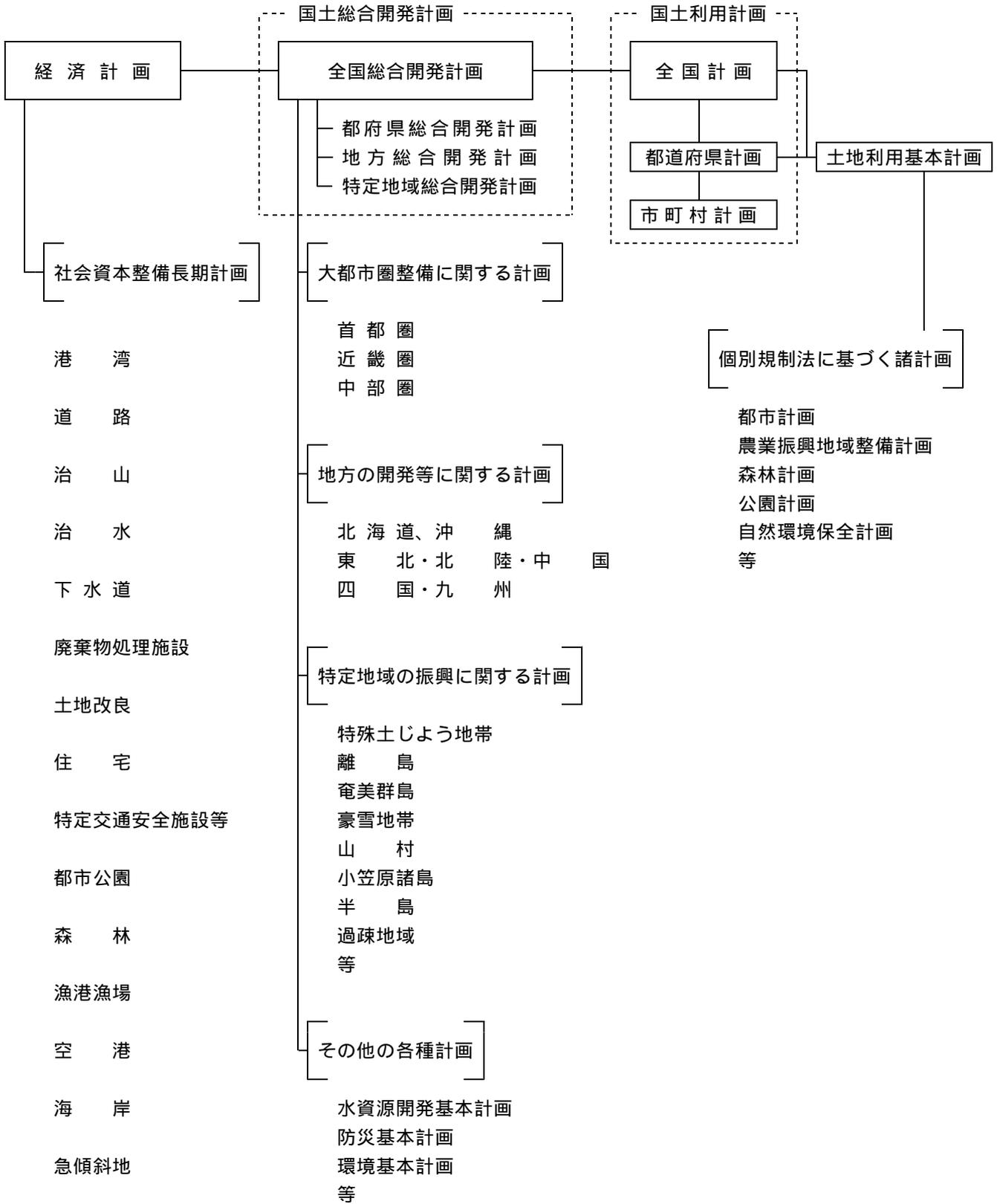
国土計画および土地利用計画の体系

土地利用基本計画の内容

市町村の策定する主な土地利用に関する計画

条例制定権の範囲

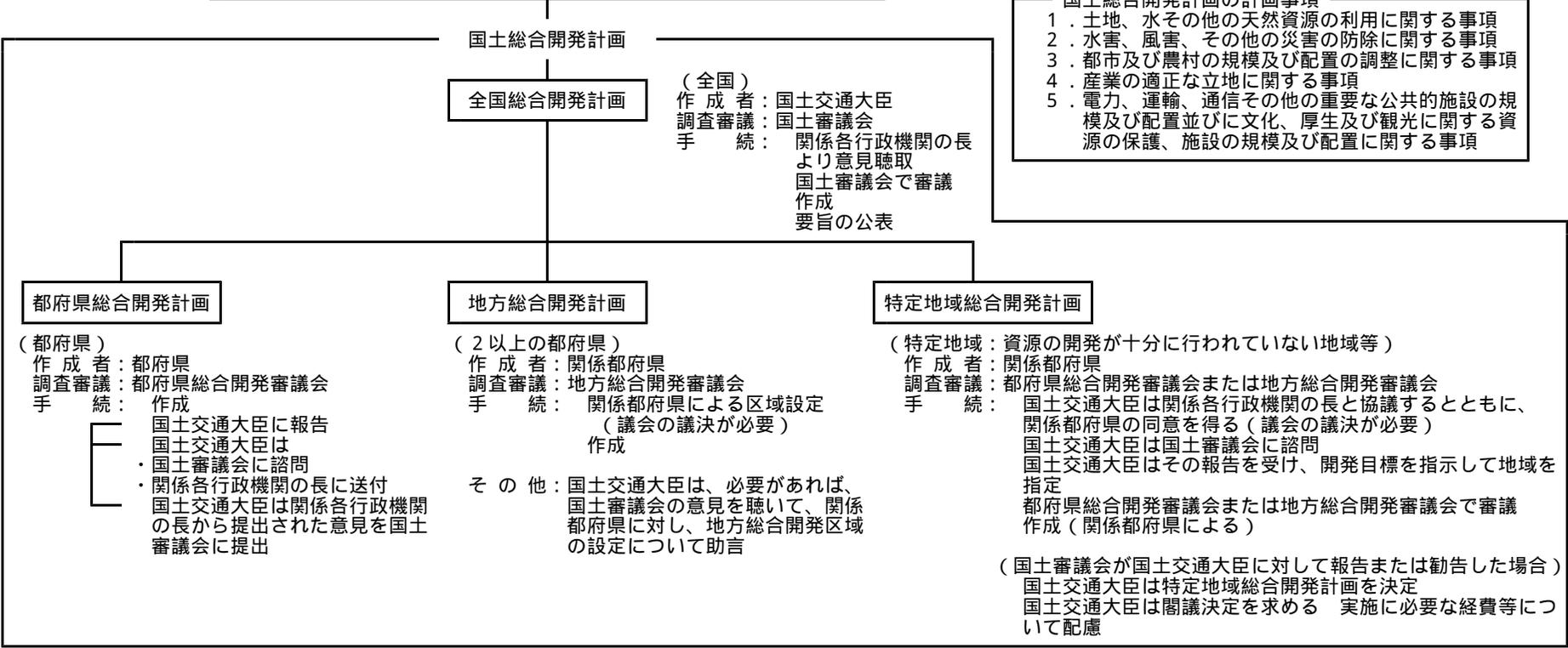
国土に関する諸計画の体系



国土総合開発法の体系

目的
 本法は、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

- 国土総合開発計画の計画事項
1. 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
 2. 水害、風害、その他の災害の防除に関する事項
 3. 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
 4. 産業の適正な立地に関する事項
 5. 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項



国土審議会の役割

- ・ 総合開発計画、その実施等について調査審議
 国土交通大臣に報告、又は勧告
- ・ 総合開発計画に関連して、関係各行政機関の長に対して意見

国土交通大臣による調整

- ・ 関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行う調査に関して、調整を行うことができる。
 報告を求めることができる。
 調査地域を指定することができる。
- ・ 総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

これまでの国土計画と関係法令等について

国土計画等	国土総合開発法	国土総合開発法（昭和25年） 特定地域総合開発計画 ・特定地域として19地域を指定（昭和26年） ・3地域を追加（昭和32年）	全国総合開発計画 （昭和37年） 地域間の均衡ある発展	新全国総合開発計画 （昭和44年） 豊かな環境の創造	第三次全国総合開発計画 （昭和52年） 人間居住の総合的環境の整備	第四次全国総合開発計画 （昭和62年） 多極分散型国土の形成	21世紀の国土の グランドデザイン （平成10年） 多極型国土構造を目指す 長期構想実現の基礎づくり					
	国土利用計画法						国土利用計画法（昭和49年） 第一次国土利用計画 （昭和51年） 地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る。	第二次国土利用計画 （昭和60年） 同左	第三次国土利用計画 （平成8年） 同左			
関係法令と施行時期	産業振興等	低開発地域工業開発促進法（昭36） 新産業都市建設促進法（昭37） 工業整備特別地域整備促進法（昭39議） 農村地域工業等導入促進法（昭46 昭63一部改正） 工業再配置促進法（昭47）					民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭61） 総合保養地域整備法（昭62） 多極分散型国土形成促進法（昭63） <small>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5）</small>					
	地域振興	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭27議） 離島振興法（昭28議） 奄美群島振興開発特別措置法（昭29議） 産炭地域振興臨時措置法（昭36） 豪雪地帯対策特別措置法（昭37議） 山村振興法（昭40議） 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭44）					過疎地域対策緊急措置法（昭45議） 過疎地域振興特別措置法（昭55議）		半島振興法（昭60議） 過疎地域活性化特別措置法（平2議）		過疎地域自立促進特別措置法（平12議）	
社会資本整備計画	土地改良法（昭24） 漁港法（昭25議） 森林法（昭26）							交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭41） 住宅建設計画法（昭41） 下水道整備緊急措置法（昭42） 都市公園等整備緊急措置法（昭47） 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭47） 沿岸漁場整備開発法（昭49）			道路整備緊急措置法（昭33） 治山治水緊急措置法（昭35） 港湾整備緊急措置法（昭36）	

注：（議）は議員立法
国土交通省国土計画局作成

全国総合開発計画（概要）の比較

	全国総合開発計画 （全総）	新全国総合開発計画 （新全総）	第三次全国総合開発計画 （三全総）	第四次全国総合開発計画 （四全総）	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日
策定時の内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想）	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
長期構想	-	-	-	-	「21世紀の国土のグランドデザイン」 一極一軸型から多軸型国土構造へ
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年（2000年）	平成22年から27年（2010-2015年）
基本目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化による生産面・生活面の諸問題、地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図る。	<豊かな環境の創造> 基本的課題を調和しつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造する。	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	<多極分散型国土の構築> 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している国土を形成する。	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。 地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。
基本的課題	1 都市の過大化の防止と地域格差の是正 2 自然資源の有効利用 3 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	1 長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 4 安全、快適、文化的環境条件の整備保全	1 居住環境の総合的整備 2 国土の保全と利用 3 経済社会の新しい変化への対応	1 定住と交流による地域の活性化 2 国際化と世界都市機能の再編成 3 安全で質の高い国土環境の整備	1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全と暮らしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構築 5 世界に開かれた国土の形成
開発方式等	<拠点開発構想> 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめる、地域間の均衡ある発展を実現する。	<大規模プロジェクト構想> 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	<定住構想> 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	<交流ネットワーク構想> 多極分散型国土を構築するため、地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	<参加と連携> - 多様な主体の参加と地域連携による国土づくり - （4つの戦略） 1 多自然居住地域（小都市、農山漁村、中山間地域等）の創造 2 大都市のリノベーション（大都市空間の修復、更新、有効活用） 3 地域連携軸（軸状に連なる地域連携のまとめり）の展開 4 広域国際交流圏（世界的な交流機能を有する圏域）の形成
投資規模	「国民所得倍増計画」における投資額に対応	昭和41年から昭和60年約130～170兆円 累積政府固定形成（昭和40年価格）	昭和51年から昭和65年約370兆円 累積政府固定資本形成（昭和50年価格）	昭和61年度から平成12年度1,000兆円程度 公、民による累積国土基盤投資（昭和55年価格）	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示

国土利用計画（全国計画）概要の比較

	国土利用計画	第二次国土利用計画	第三次国土利用計画
閣議決定	昭和51年5月18日	昭和60年12月17日	平成8年2月23日
1. 国土の利用に関する基本構想（基本理念）	(1) 国土利用の基本方針 ・地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る	(1) 国土利用の基本方針 ・同左	(1) 国土利用の基本方針 ・同左
(基本的条件)	・引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会活動が拡大することを考慮	・人口は、21世紀初頭には減少局面、都市化は進展の速度を緩め、経済諸活動は安定的に推移。当面の10年間は、 <u>都市化の進展、経済諸活動の拡大等が進むと予測</u>	・高齢化、少子化の中で、人口の増勢は大幅に鈍化、都市化は地方都市が拠点性を高めるが、全体としては進展の速度は緩まる。経済諸活動は、 <u>構造変化を伴いながら、成熟化に向かうと予測</u>
(土地需要)	・土地需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限り、その節減を図らねばならない	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、 <u>なお増加する都市的土地利用について高度利用を促進することにより効率化を図る。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全を図る。</u>	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、 <u>なお増加する都市的土地利用について高度利用及び低未利用地の有効利用を促進する。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全と耕作放棄地の適切な利用を図る。</u>
(土地利用の転換)	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと及び利用の転換に限界があることに鑑み、計画的な調整を図りつつ、慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等に鑑み、計画的かつ慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないことかつ生態系をはじめとする循環系に影響を与えることから計画的かつ慎重に行う。
(質的向上)		・国土利用の質的向上に関しては、災害に対して脆弱な構造を持つ国土構造に鑑み、安全性を強化することが重要。快適性及び健康性については、地域の自然的及び社会的条件に則しつつ、国土の形成を図る必要がある	・国土利用の質的向上に関しては、状況の変化を踏まえ、 <u>安全で安心できる、自然と共生する持続可能な、美しくゆとりある国土利用</u> といった観点が重要である。
(課題の実現)		・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的及び自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る	・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る
(配慮事項)			・今後の国土の利用に当たっては、首都機能移転及び地方分権の進捗状況を踏まえる必要がある
	(2) 利用区分別の国土利用の基本方針 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、文教施設等、海岸及び沿岸域の基本方針を定める	(3) 地域類型別の国土利用の基本方針 ・都市、農山漁村についての方角 (2) 利用区分別の国土利用の基本方針 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、 <u>その他の宅地、文教施設等、海岸及び沿岸域の基本方針を定める</u>	(2) 地域類型別の国土利用の基本方針 ・都市、農山漁村、自然維持地域についての方角 (3) 利用区分別の国土利用の基本方針 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、 <u>その他の宅地、文教施設、環境衛生施設等、レクリエーション用地、低未利用地、沿岸域の基本方針を定める</u>

	国土利用計画	第二次国土利用計画	第三次国土利用計画
2. 利用区分ごとと規模目標及び地域別概要	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、昭和60年 基準年次は、昭和47年 ・規模の目標は下表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他、市街地の概要等を記述	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、昭和70年 基準年次は、昭和57年 ・規模の目標は下表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他、市街地の概要等を記述	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、平成17年 基準年次は、平成4年 ・規模の目標は下表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他、市街地の概要等を記述
3. 必要な措置の概要	(1) 国土利用計画法等の適切な運用 (2) 地域整備施策の推進 (3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保 (4) 土地利用の転換の適正化 (5) 土地の有効利用の促進 (6) 国土に関する調査の推進	(1) 国土利用計画法等の適切な運用 (2) 地域整備施策の推進 (3) 国土の保全と安全性の確保 (4) 環境の保全と国土の快適性及び健康性の確保 (5) 土地利用の転換の適正化 (6) 土地の有効利用の促進 (7) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	(1) 公共の福祉の優先 (2) 国土利用計画法等の適切な運用 (3) 地域整備施策の推進 (4) 国土の保全と安全性の確保 (5) 環境の保全と美しい国土の形成 (6) 土地利用の転換の適正化 (7) 土地の有効利用の促進 (8) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 (9) 指標の活用

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万 ha、%)

	第一次計画(昭51年5月策定)				第二次計画(昭60年12月策定)				第三次計画(平8年2月策定)			
	昭和47 (基準年次)	昭和60 (目標年次)	構成比		昭和57 (基準年次)	昭和70 (目標年次)	構成比		平成4 (基準年次)	平成17 (目標年次)	構成比	
			47年	60年			57年	70年			4年	17年
農用地	599	611	15.9	16.2	554	559	14.7	14.8	525	499	13.9	13.2
農地	573	585	15.2	15.5	543	550	14.4	14.6	516	490	13.7	13.0
採草放牧地	26	26	0.7	0.7	11	9	0.3	0.2	9	9	0.2	0.2
森林	2523	2482	66.9	65.7	2533	2535	67.0	67.1	2520	2522	66.7	66.7
原野	56	26	1.5	0.7	32	23	0.8	0.6	27	23	0.7	0.6
水面・河川・水路	112	117	2.9	3.1	131	136	3.5	3.6	132	135	3.5	3.6
道路	91	112	2.4	3.0	103	127	2.7	3.4	117	137	3.1	3.6
宅地	111	148	2.9	3.9	145	170	3.9	4.4	165	185	4.4	4.9
住宅地	88	114	2.3	3.0	90	106	2.4	2.8	99	110	2.6	2.9
工業用地	13	20	0.3	0.5	15	17	0.4	0.4	17	18	0.5	0.5
その他の宅地					40	47	1.1	1.2	49	57	1.3	1.5
事務所店舗等	10	14	0.3	0.4								
その他	282	282	7.5	7.4	280	230	7.4	6.1	292	278	7.7	7.4
合計	3774	3778	100.0	100.0	3778	3780	100.0	100.0	3778	3779	100.0	100.0
市街地	64	116			100	133			117	140		

新たな国土計画体系の確立に関する記述 (「21世紀の国土のグランドデザイン」より抜粋)

第1部 国土計画の基本的考え方

第3章 計画の実現に向けた取組

第3節 制度・体制の整備

4 新たな国土計画体系の確立

現行の国土計画体系は、昭和25年の国土総合開発法制定を始めとして、昭和30年代を中心とした多くの関連諸法令の制定、さらに昭和49年の国土利用計画法の制定を経て構築されたものであるが、現在、国土計画の理念の明確化の要請や地方分権、行政改革等の諸改革に対応する必要が生じている。このため、国土総合開発法及び国土利用計画法の抜本的な見直しを行い、以下に掲げるような21世紀に向けた新たな要請にこたえ得る国土計画体系の確立を目指す。

(国土計画の理念)

国土計画の理念は、国土の開発のみにとどまらず、国土の利用や保全にまで広がる広汎なものとなっている。国民の価値観の多様化や経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ新しい時代の国土づくりを進めるため、これらを総合的な理念として国土計画体系に明確に位置付ける。

(諸改革を踏まえた対応)

地方分権、行政改革等の諸改革を踏まえ、国土計画における全国計画と地方計画の位置付け及び役割の明確化、多様な主体の意見を反映し得るような計画策定手続の整備等を図る。

(指針性の充実)

国土基盤整備を重点的かつ効率的に行う観点から、また、地域のニーズに応じた国土づくりを行う観点から、国土の開発、利用及び保全に関する他の計画との関係で、国土計画の内容が実効あるものとなるよう、指針性の充実を図る。

なお、地域開発に係る諸法令の下での計画体系については、それぞれに異なる目的、意義等を有するものであるが、時代の変化にともなう新たな政策的要請への対応が求められる。このため、今後、新たな国土計画の理念や国土計画体系の明確化をも踏まえ、そのあり方を検討する。

第2次地方分権推進計画（平成11年3月閣議決定）抜粋

第4 国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し

以下の事項について、今後、国土計画体系の見直しを行う中で、国土審議会等において速やかに検討を行い、結論を得て、その結論に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、北海道及び沖縄県の区域においては、その特殊事情にかんがみ、様々な特例制度が設けられているところであるので、北海道総合開発計画及び沖縄振興開発計画の在り方については、別途検討することとする。

1 国土総合開発計画及び国土利用計画の見直し

(1) 次の事項については、現在国土審議会において今後概ね2年を目途に進められている21世紀の国土計画の在り方についての調査審議の中で検討し、その結果を踏まえ、結論を得ることとする。

ア 全国総合開発計画は、国土づくりの基本的な将来構想・理念及びそれを実現するための課題や施策を示すとともに、その計画内容については、地方公共団体の計画機能を阻害することのないよう、国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化すること。

また、全国総合開発計画は、地方公共団体が行う施策との関係では、地方公共団体が主体的に地域づくりを進める上での指針を示すものであるとの位置付けを法制上明確にすること。

イ 全国総合開発計画の策定過程において地方公共団体の意見を聴取する仕組みを法令上設けること。

ウ 国土の利用に関して、全国総合開発計画と国土利用計画の連関性をより実効あるものとするため、国土総合開発法及び国土利用計画法の在り方について、総合的かつ抜本的に見直すこと。

(2) 今後の課題として、都道府県及び市町村が各種土地利用の調整や規制の基本となる土地利用に関する総合計画を策定できるよう、土地利用に関する諸制度に関し、個別法に基づく土地利用に係る要件が比較的緩い地域（いわゆる「計画白地地域」）における土地利用整序の確保等をはじめとした総合的な観点からの見直しについて検討することとする。

2 大都市圏整備計画及び地方開発促進計画の見直し

2の1 大都市圏整備計画の見直し

- (1) 首都圏基本計画及び首都圏整備計画並びに近畿圏基本整備計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、三大都市圏それぞれの位置付けの明確化を図りつつ、関係都府県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、決定する仕組みとする。
- (2) 首都圏事業計画、近畿圏事業計画及び中部圏事業計画の作成に係る事務の合理化を平成11年中に図る。特に、地方公共団体が行う施策に係る部分については、そのフォローアップ機能を果たすための必要最小限の事務に限定することとし、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

2の2 地方開発促進計画の見直し

地方開発促進計画については、1(1)における検討状況等をも踏まえ、関係県が、その協議により計画に盛り込む内容の案を作成し、内閣総理大臣がこの案に基づいて必要な追加及び修正を行い、作成する仕組みとする。

地方開発促進計画とは、東北開発促進計画、北陸地方開発促進計画、中国地方開発促進計画、四国地方開発促進計画及び九州地方開発促進計画をいう。

各全総計画における主な目標値または予測値

.....記載あり、×.....記載なし

	分ブロック	四全総	三全総	二全総	一全総
全国・ブロック別人口	×				
D I D人口	×			7大都市圏人口	×
世帯数	×				×
国民総生活時間	×				×
経済規模（目標年次の実質GNP）	×				
投資規模	×				
労働力人口（全国） "（地域）	×			×	×
産業構造	×				
産業別就業構造（全国） "（地域）	×		×	×	×
職業別就業構造（全国） "（地域）	×		×	×	×
所得格差	×			×	
旅客輸送量	×			×	
貨物輸送量	×			×	
情報流量	×		×	×	×
高規格幹線道路網整備目標				×	×
住宅戸数	×				(地域別配分のみ)
住宅面積	×				×
住宅用地面積	×				×
全国・ブロック別水需要	×		(水資源貯存量のみ)	×	
エネルギー需要	×	×			(電力のみ)

(注) 1. 特に明示していない項目は全国値のみ。

2. (地域)とあるのは、何らかの地域区分で数値が記載されているもの。

3. 一全総は「国民所得倍増計画」に即していることから、目標値が同計画に示されているものがある。

「21世紀の国土のグランドデザイン」 における整備目標の具体的記載

国内交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国交通体系にあつては、高速性、利便性の向上により、全国主要都市間での日帰り可能性を一層高める「全国1日交通圏」の形成を推進。 ・ 「全国1日交通圏」の一環として、半日での地域間での往復や余裕をもった日帰り活動を可能とする「地域半日交通圏」とも呼べる広域的な地域の交通体系を形成。
国際交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期構想) 交流の活発化が予想される全国各地域と東アジア各国間においては、人の移動にあつては出発したその日のうちに到達でき、一定の用務が行える「東アジア1日圏」とも呼べる、国際交通体系の整備を構想する。
道路及び幹線鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期構想) 国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連結する14,000kmの高規格幹線道路網とこれを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路が一体となった規格の高い自動車交通網、並びに大都市圏、地方中枢都市圏及び主要な地方中核都市を結ぶ高速鉄道網により、国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する。このうち、地域高規格道路については、既存ストックの有効活用も含めて、6,000～8,000kmの整備を進めることを目指す。
整備新幹線	<ul style="list-style-type: none"> ・ (計画期間中の施策) 既着工区間の整備を進めるとともに、それ以外の区間について所用の事業を進める。
都市鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ (計画期間中の施策) 大都市圏の都市鉄道については、圏内のリノベーションのための施策とも連携をとりつつ、混雑率をおおむね150%程度に、特に混雑の激しい東京圏については、当面180%程度に緩和することを目指し、新線建設、複々線化を進めるほか、オフピーク通勤の普及促進を図る
港湾及び空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期構想) 概ね中核市を中心に、需要の高い特定のアジア諸国との交流の玄関となる空港、港湾の配置を構想する。
港 湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期構想) 国際ハブ機能を持つ中枢拠点として、国際的な規模と機能を有した競争力の高い国際港湾を東京湾、大阪湾、伊勢湾及び北部九州の4大域に配置する。 ・ (長期構想) 東アジア航路に加えて、欧米等と結ぶ航路も視野に入れ、北海道、東東北、日本海中部、北関東、駿河湾沿岸、中国、南九州、沖縄の各地に地域のゲートとなる国際港湾の配置を構想する。 ・ (計画期間中の施策) 海運を利用した複合一貫輸送のメリットを享受できる圏域がほぼ全国をカバーするように、各地域の物流の実態に応じて、海陸複合一貫輸送の拠点となる港湾を重点的に整備する。
空 港	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期構想) いわゆる国際ハブ機能を持つ中枢拠点として、国際的な規模と機能を有した競争力の高い国際空港を東京圏、関西圏、中部圏に配置する。 ・ (長期構想) 全国各地域と世界各国との国際航空需要に対し利便性の高いサービスを提供するため、既存ストックを活用して北海道、東北、中四国、九州、沖縄等の各ブロックに(中略)グローバルなネットワークも視野に入れた地域のゲートとなる国際空港の配置を構想 ・ (計画期間中の施策) 東京国際空港の沖合展開事業の早期完成を図るほか、増大する東京圏発着の国内線航空需要に対応するため、新たな拠点空港の整備について調査、検討を進める。
治 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な河川整備の目標の下、当面21世紀初頭において、大河川において30年から40年に一度、中小河川及び土砂災害対策については5年から10年に一度の降雨規模を対象とした整備を行う。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通基盤施設等の整備については、既に進めている既存施設強じん化の取組の早期完成を図るとともに、今後、新たに整備する施設については被災しても一定レベルの機能が確保できるよう強じん化するとともに、系としての代替性が確保できるよう、粘りあるしなやかな性質の確保を図る。
都市整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏、関西圏、名古屋圏の三大都市圏、札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市圏及びこれらに準ずる規模と機能を有する新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇等の地方中核都市圏を、高次都市機能の集積の拠点、広域国際交流圏の拠点としての中枢拠点都市圏と位置付け、機能の分担と連携を図りつつ、全国土に及ぶ中枢拠点都市圏のネットワークを重層的に形成する。

大都市再生	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市空間を修復、更新し、有効に活用する「大都市のリノベーション」を積極的に推進し、これにより、巨大都市化と過密ともなう諸問題を解消し、東京圏を始めとする三大都市圏を安全で豊かな生活空間として再生する。
機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各交通機関が総合的に組み合わせられ、機能を高めるよう、交通機関相互の連携を推進する。
科学技術	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な研究開発や教育活動を展開するとともに、国際社会に貢献する独創的・先端的な研究開発の一層の推進を図っていくため、大学をはじめとする高等教育機関や試験研究機関等の教育・研究開発施設の整備を推進する。
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規産業の創出や既存産業の新規分野への事業展開を促進し、地域における雇用の創出を図るため、新製品の開発を行う企業や創業間もない企業に対する資金供給の円滑化を図るとともに、賃貸工場や研究施設の整備を図る。 ・苫小牧東部地域については、すぐれた立地環境を生かし、生産施設やエネルギー関連施設及び我が国にとって重要な施設である国家石油備蓄基地の立地が進んでいるが、近年の経済社会状況の変化を踏まえて開発方策等の検討を行いつつ、それに基づき推進する。 ・むつ小川原地域については、我が国にとって重要な施設である石油備蓄基地や核燃料サイクル施設の立地・建設に加えて研究施設の立地が進んでいるが、近年の経済社会状況の変化を踏まえて、これまでの基盤整備を生かし、開発方策等の検討を行いつつ、それに基づき推進する。
情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報活力空間」の形成の基礎として、通信ケーブルの光ファイバ化及び交換機の高度化を進め、大容量の通信が可能な高度なネットワークインフラの全国整備を図る。 ・光ファイバ網の整備、放送のデジタル化と併せ、有線系と無線系、移動系と固定系の各種ネットワークがデジタル化され、シームレスに接続する「トータルデジタルネットワーク」の構築を目指す。
自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・（現存する良好な自然環境を保全するとともに、）改善が必要な区域においては、野生生物の生息・生育に適した自然環境へ誘導、転換等に向けた整備を進める。 ・自然とふれあい、自然への理解を深める場として活用するため、保健休養、自然観察、野外生活体験（、農林漁業体験）等のための施設や広域的な歩道網を計画的に整備する。
廃棄物処理・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物や建設副産物の種類に応じた資源の回収・利用体制の充実、整備等を図るとともに、リサイクル関連施設、焼却熱を活用し得る処理施設等の整備を進める。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等の基盤の整備や農道の整備、農用地等の防災対策の実施は、農用地等が適切に保管理されるための基礎的条件であり、中山間地域等において地域の条件に応じた整備を推進する。 ・食料の生産力の向上を図り、効率的で安定的な経営体が、生産性や収益性が高く持続可能な農業を営むための基礎条件の整備として農業生産基盤の整備と高質化を推進する。
林業	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃地への植栽、間伐や保育、複層状態の森林の整備、保全施設の整備等を推進し、水土保持機能の高い森林を整備する。 ・多様な生態系の保全とそのネットワーク化、混交林化、都市近郊林や里山林の保全、森林景観の整備、広葉樹の保全・育成、保険休養施設の整備等により、美しく健全で親しみのある森林を整備する。 ・再生可能な森林資源の持続的利用のため、二酸化炭素の吸収機能も考慮しつつ、高度な循環利用が可能な森林を整備する。
水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・生産力の高い沿岸漁場の確保と漁場環境の維持、向上を図る。 ・水産物生産の基盤となる漁港と漁村の計画的な整備、海域の生産力の向上とつくり育てる漁業の推進等を図る。

（出典）国土計画局作成

四全総における主要分野の国土基盤の整備目標

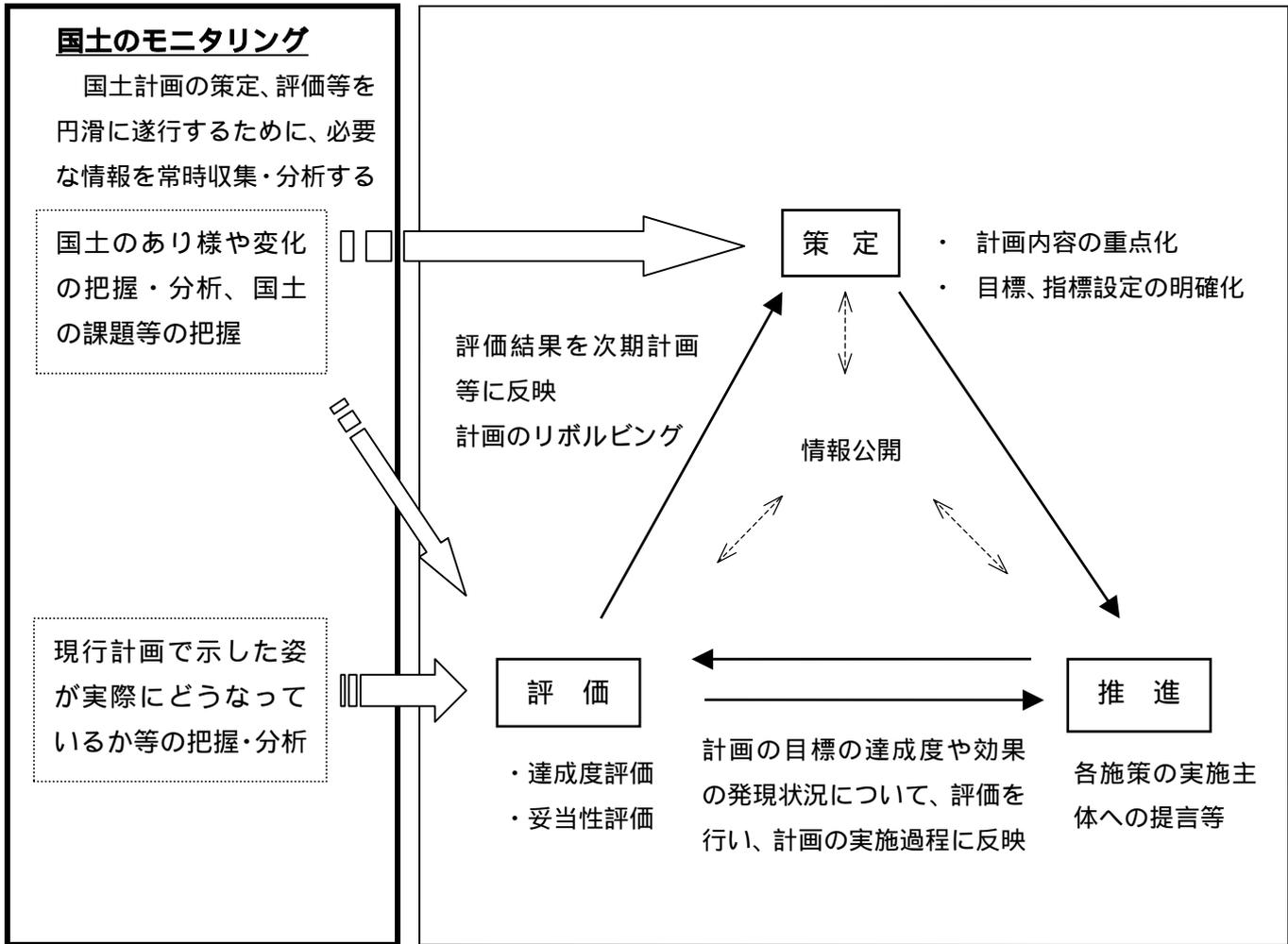
分野	整備目標
道路	(高規格幹線道路) <ul style="list-style-type: none"> 全体計画 14,000km、計画期間中に既供用区間を含め 8,000～9,000km を供用。
鉄道	(新幹線鉄道) <ul style="list-style-type: none"> 新幹線整備計画 5 線については、国鉄改革の趣旨をも考慮して逐次建設に着手。
空港	(国際交流機能) <ul style="list-style-type: none"> 国際定期便の就航する地方空港を含め、およそ 15 空港で国際交流機能の強化。
港湾	(国際交流機能) <ul style="list-style-type: none"> およそ 15 地区の拠点的な港湾により国際海上交通網を形成。
情報・通信	<ul style="list-style-type: none"> ISDN の全国的な整備。 高度で多様な情報・通信サービスの展開のための整備。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域における整備の概成を当面の目標に事業を推進。 市街地において雨水対策のための整備を推進。
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり面積を現在の 2 倍とすることを当面の目標に整備。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中に約 1,900 万戸を建設。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> 戦後最大規模の高潮、波浪等に対応した海岸保全施設の整備を推進。
治水	<ul style="list-style-type: none"> 大河川は戦後最大洪水に、中小河川は時間 50mm 降雨強度に対応できるよう整備することを当面の目標。 土砂災害の対応について重点的に整備を推進。

注：四全総（第四次全国総合開発計画）は、昭和 62 年 6 月策定。

国土計画のマネジメントサイクルと国土のモニタリングの枠組み

国土計画のマネジメントサイクル
 策定、推進、評価のプロセスを通じて、国土計画の効率的・効果的な進行管理を行うシステム

各分野等
 への指針
 性の発揮



大都市圏整備計画の体系

	首都圏	近畿圏	中部圏
基本計画等	<p style="text-align: center;">首都圏基本計画</p> <p>(趣旨)人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H11.3.26 内閣総理大臣決定 計画期間 H11～H27 年度</p>	<p style="text-align: center;">近畿圏基本整備計画</p> <p>(趣旨)基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H12.3.30 内閣総理大臣決定 計画期間 おおむね 15 箇年</p>	<p style="text-align: center;">中部圏基本開発整備計画</p> <p>(趣旨)基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H12.3.30 内閣総理大臣決定 計画期間 おおむね 15 箇年</p>
整備計画等	<p>整備計画 { 既成市街地 近郊整備地帯 都市開発区域</p> <p>(趣旨)政策区域ごとに、その整備に関する根幹的事項を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H13.10.26 国土交通大臣決定 計画期間 H13～H17 年度</p>	<p>建設計画 { 近郊整備区域 都市開発区域</p> <p>(趣旨)政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。 知事作成、国土交通大臣同意 現行計画 H13.10.26 知事作成、 国土交通大臣同意 計画期間 H13～H17 年度</p>	<p>建設計画 { 都市整備区域 都市開発区域</p> <p>(趣旨)政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。 知事作成、国土交通大臣同意 現行計画 H13.10.26 知事作成、 国土交通大臣承認 計画期間 H13～H17 年度</p>
事業計画	<p style="text-align: center;">事業計画</p> <p>(趣旨)整備計画実施のため必要な毎年度の事業を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H14.8.21 国土交通大臣決定</p>	<p style="text-align: center;">事業計画</p> <p>(趣旨)基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H14.8.21 国土交通大臣決定</p>	<p style="text-align: center;">事業計画</p> <p>(趣旨)基本開発整備計画の実施のため必要な毎年度の事業を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 H14.8.21 国土交通大臣決定</p>
保全区域整備計画等	<p style="text-align: center;">近郊緑地保全計画</p> <p>(趣旨)近郊緑地保全に関する事項、施設整備に関する事項、近郊緑地特別保全地区の指定基準に関する事項等を定める。 国土交通大臣決定 現行計画 (S42年からS52年にかけて、区域指定にあわせて策定) 内閣総理大臣決定</p>	<p style="text-align: center;">保全区域整備計画</p> <p>(趣旨)基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。 知事作成(近郊緑地保全区域を含む計画については国土交通大臣同意) 現行計画 S57.9.28 知事作成、 内閣総理大臣承認</p>	<p style="text-align: center;">保全区域整備計画</p> <p>(趣旨)基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。 知事作成 現行計画 S57.9.28 知事作成、 内閣総理大臣承認</p>

首都圏基本計画（第1次～第5次の概要）の比較

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画
策定期間	昭和33年7月	昭和43年10月（第1次計画の全部変更）	昭和51年11月	昭和61年6月	平成11年3月（1999年）
計画期間	目標年 昭和50年	目標年 昭和50年	昭和51年度から昭和61年度	昭和61年から概ね15か年間	平成12年度（1999年度）から平成27年度（2015年度）
策定した背景	経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処。 政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性。	経済の高度成長に伴う社会情勢の変化。 グリーンベルト構想の見直しとこれに伴う近郊整備地帯の指定。	前計画の目標年次が昭和50年。 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化。	自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定。	成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏をとりまく諸状況の変化と、新しい全総の策定（平成10年3月）を踏まえて策定。
対象地域	東京都心からおおむね半径100kmの範囲	東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県
人口規模	対象地域全体ではすう勢人口（昭和50年で2,660万人）。 既成市街地で抑制し、市街地開発区域で吸収。	すう勢型。昭和50年の首都圏全体の人口予測3,310万人。	抑制型。首都圏全体として抑制し、昭和60年で3,800万人。 東京大都市地域は若干の社会減、周辺地域は適度な増加。	自然増を中心とした人口増の基調を踏まえつつ、社会増を縮小させ、首都圏全体として平成12年で4,090万人。	首都圏全体において2011年に4,190万人に達した後減少に転じ、平成27年（2015年）で4,180万人
地域整備の方向	東京都区部を中心とする既成市街地の周囲にグリーンベルト（近郊地帯）を設定し、既成市街地の膨張を抑制。 市街地開発区域に多数の衛星都市を工業都市として開発し、人口及び産業の増大をここで吸収し定着を図る。	既成市街地については、中枢機能を分担する地域として都市機能を純化する方向で都市空間を再編成。 グリーンベルト（近郊地帯）に代わって、都心から半径50kmの地域を新たに近郊整備地帯として設定し、強い市街化のすう勢に対して、ここで計画的な市街地の展開を図り、緑地空間との調和ある共存を図る。 周辺の都市開発区域においては、引き続き衛星都市の開発を推進。	東京大都市地域については、東京都心への一極依存形態を逐次是正し、地震等の災害に対して、安全性の高い地域構造とするため、地域の中心性を有する核都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成。 周辺地域については、従来の農業及び工業生産機能に加え、社会的、文化的機能の充実を図り、東京大都市地域への通勤に依存しない大都市近郊外郭地域として形成。	東京大都市圏については、東京都区部とりわけ都心部への一極依存構造を是正し、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し、多核多圏域型の地域構造として再構築する。 周辺地域については、中核都市等を中心に諸機能の集積を促進するとともに、農山漁村地域等の整備を行い、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す。	東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性が高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指す。 首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として、育成整備。 東京都市圏においては、東京中心と近郊地域において適切な役割分担と連携の下、都市機能の再配置を進める。東京中心部では、都心居住等都市空間の再編整備を推進。近郊地域では、拠点間の機能分担と連携・交流により「環状拠点都市群」を形成。 関東北部・東部、内陸西部地域では、秩序ある土地利用を守りつつ拠点を育成、環状方向に地域の連携を図り「首都圏における大環状連携軸」を形成。
諸機能の展開	東京都区部において、工場、大学等の新增設を制限し、分散困難な産業及び人口に限り増加を考慮。	中枢の機能は首都圏中心部で分担し、物的生産機能・流通機能は広く首都圏全域に展開し、これらと関連させて日常生活機能を適切に配置。	中枢機能についても選択的に分散を図ることとしてその方策を検討するとともに、東京大都市地域内においては、広く多核的に配置。 大学等について、首都圏への集中を極力抑制し、東京都区部から既成市街地以外の地域へ分散。 工業について、首都圏全体として著しい拡大を避け、東京大都市地域からの分散を積極的に推進。	全国的な適正配置を図る観点から、諸機能の選択的分散等を推進。 東京大都市圏においては、業務管理機能、国際交流機能等を多角的に展開。工業、大学等は規模の著しい拡大を避ける。大都市の知識・情報の集積に依存する新しい産業や研究開発機能を展開。 周辺地域においては、工業、農林水産機能の展開のほか、業務管理、国際交流、高等教育機能等の集積の促進。	
その他の整備		首都圏の地域構造の改革を図るための大規模事業を特記。 （高速道路網、高速鉄道網、大規模住宅市街地、大規模水資源開発）	豊かな地域社会の形成を図ることとする。 地震時の災害への対応を、地域整備上最も基礎的な条件として重視。	交流を推進するための交通通信体系の整備。 東京中心部に存在する一部政府機関の移転再配置を検討・推進。	将来像実現のための施策として我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現 環境と共生する首都圏の実現 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成 将来の世代に引き継ぐ資産としての首都圏の創造を提示。
備考	昭和37年8月に人口規模の改訂。（2,820万人）				

近畿圏基本整備計画(第1次～第5次の概要)の比較

項目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
策定時期	昭和40年5月	昭和46年7月 (第1次計画の全面変更)	昭和53年11月 (第2次計画の全面変更)	昭和63年2月 (第3次計画の全面変更)	平成12年3月 (第4次計画の全面変更)
計画期間	昭和40年度～昭和55年度	昭和46年度～昭和60年度	昭和53年度より、おおむね10年間	昭和62年度より、おおむね15年間	平成12年度より、おおむね15年間
策定された背景	産業・人口の集中に伴う交通難、住宅難等の弊害 京阪神地域とそれ以外の地域との経済発展の格差拡大 京阪神地域の市街地の無秩序な拡大に伴う広域的な総合調整の必要性	過密・過疎現象の深刻化 社会資本整備の立ち遅れ 公害問題の顕在化 新全国総合開発計画の決定	人口動向の変化 経済成長の鈍化 国際化・情報化への対応の立ち遅れ 第三次全国総合開発計画の決定	内需中心の安定 経済成長への移行 価値観の多様化、個性化 近畿圏の相対的地位の低下 近畿圏の新たな発展に対する機運の盛り上がり 第四次全国総合開発計画の決定	大都市の産業活力・中枢性の低下 南北近畿の活力の低下 防災への意識の高まり 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の8府県	同左	同左	同左	同左
人口規模	昭和55年度 : 2180万人 (参考)昭和35年 : 1630万人	昭和60年度 : 2450～2500万人 (参考)昭和45年 : 1969万人	昭和60年度 : 2380万人 (参考)昭和50年 : 2123万人	平成12年度 : 2440万人 (参考)昭和60年 : 2265万人	平成27年度 : 2344万人 (参考)平成7年 : 2330万人
整備の基本方針	人口及び諸資源の適正な配分並びに産業の適正な配置による都市の過密化の防止と地域格差の是正を通じて、近畿圏経済の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。 産業の発展 産業構造の高度化 産業間の所得格差の是正 地域格差の是正	計画性ある土地利用を前提として、住民生活の向上と生活環境の改善を図り、地域の特性を最大限に発揮させながら、均衡のとれた圏域としての発展を目指す。 生活環境施設の整備 文化財及び自然の保護 都市機能の充実、新産業への転換 交通通信ネットワークの確立	中枢機能の東京一点集中傾向を改革し、首都圏と並ぶ全国的・国際的活動の場であると同時に西日本の経済、教育、文化のセンターとしての機能を担うにふさわしい近畿圏の整備を図る。 定住のための総合環境整備 一体的な圏域構造づくり 歴史と風土に根ざした近畿圏の整備 自然と人間の諸活動との調和 国際化・情報化に対応した地域の基盤整備	首都圏と並ぶ独自の全国的、世界的中枢機能を担う圏域整備を進め、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい近畿の創生を目指す。 多極分散型国土構造の先導 国際経済文化圏の形成 多核連携型圏域構造の形成 活力ある新社会の実現	歴史、学術等の近畿圏の有する優れた諸資源をいかし、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目指す。 目標とする社会や生活の姿 強くてしなやかな産業経済圏域の形成 内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 文化・学術の中核圏域の形成 歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 目指すべき圏域構造 = 多核格子構造の形成

中部圏基本開発整備計画（第1次～第4次の概要）の比較

項目	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定期期	昭和43年6月	昭和53年12月 (第1次計画の全面変更)	昭和63年7月 (第2次計画の全面変更)	平成12年3月 (第3次計画の全面変更)
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10箇年間	昭和63年度からおおむね15箇年間	平成12年度からおおむね15箇年間
変更された背景	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展 首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化 第三次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ 第四次全国総合開発計画の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県	同左	同左	同左
人口規模	昭和60年 2,200万人 (昭和40年 1,650万人)	昭和60年 2,120万人 (昭和50年 1,864万人)	平成12年 2,190万人 (昭和60年 2,019万人)	平成27年 2,162万人 (平成7年 2,116万人)
開発整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。 我が国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。 <p>交通通信施設の整備 都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用の偏在を是正する。 それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかし、その相互の連帯により圏域の均衡ある発展を図る。 <p>一体的な圏域づくり 自然と調和のとれた人間居住 定住のための総合的居住環境の整備 地域社会の安定のための産業の振興 全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。 多様性に富みまとまりのある圏域を形成する。 <p>創造性に富む産業と技術の中核的圏域の形成 多様で活発な交流の場の形成 自然を生かした美しく安全な圏域の形成 豊かで快適な居住環境の形成 多極連携型圏域構造の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う圏域を形成する。 <p>目標とする社会や生活の姿 世界に開かれた圏域の実現 国際的産業・技術の創造圏域の形成 「美しい中部圏」の創造 誰もが暮らしやすい圏域の実現</p> <p>目指すべき圏域構造 = 世界に開かれた多軸連結構造</p>

地 方 開 発 促 進 法 の 概 要

区 分	東北開発促進法	北陸地方開発促進法	中国地方開発促進法	四国地方開発促進法	九州地方開発促進法
経緯	東北地方は、過酷な自然条件に加え、産業の発展が遅れ、戦前から全国の中でも特に未開発な地方であった。こうした状況にかんがみ、東北開発が国策として進められることとなり、昭和32年、いわゆる東北開発三法の一環として東北開発北進法が政府提案により制定された。昭和35年、36年、49年、53年、61年、平成11年改正。	衆議院国土総合開発特別委員会において、衆議院議員田中角栄外22名の提案により、北陸地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、北陸地方開発審議会を設置し、北陸地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施するため、昭和35年12月制定。昭和36年、49年、53年、平成11年改正。	衆議院国土総合開発特別委員会において、衆議院議員遠藤三郎外42名の提案により、中国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、中国地方開発審議会を設置し、中国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施するため、昭和35年12月制定。昭和36年、49年、53年、平成11年改正。	衆議院国土総合開発特別委員会において、衆議院議員前尾繁三郎外33名の提案により、四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、四国地方開発審議会を設置し、四国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施するため、昭和35年4月制定。昭和35年、36年、38年、49年、53年、平成11年改正。	衆議院国土総合開発特別委員会において、衆議院議員小沢佐重喜外62名の提案により、九州地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、九州地方開発審議会を設置し、九州地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施するため、昭和34年3月制定。昭和35年、36年、49年、53年、平成11年改正。
目的 (第1条)	本法は、地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。				
対象地域 (第2条)	「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。	「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。	「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。	「四国地方」とは、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域をいう。	「九州地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。
計画 (第3条)	<p>計画の作成：国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、地方開発促進計画を作成するものとする。</p> <p>計画の内容：開発促進計画は、地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。</p> <p>意見の申出：関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p> <p>回答義務：関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。</p>				
国土審議会 (第5条)	<p>調査審議内容：国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。</p> <p>1) 開発促進計画の作成の基準となるべき事項</p> <p>2) 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項</p> <p>3) 1)、2)のほか、地方の開発の促進に関する重要事項</p> <p>意見の申出：国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認められる場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。</p>				
事業の実施 (第9条)	開発促進計画に基づく事業は、本法に定めるもののほか、当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。				
事業の調整 (第10条)	<p>事業計画の提出：関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>事業計画の調整：国土交通大臣は、により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。</p> <p>資金計画の提出、調整：国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。</p>				
計画の経費 (第11条)	政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。				

地方開発促進計画（概要）の比較

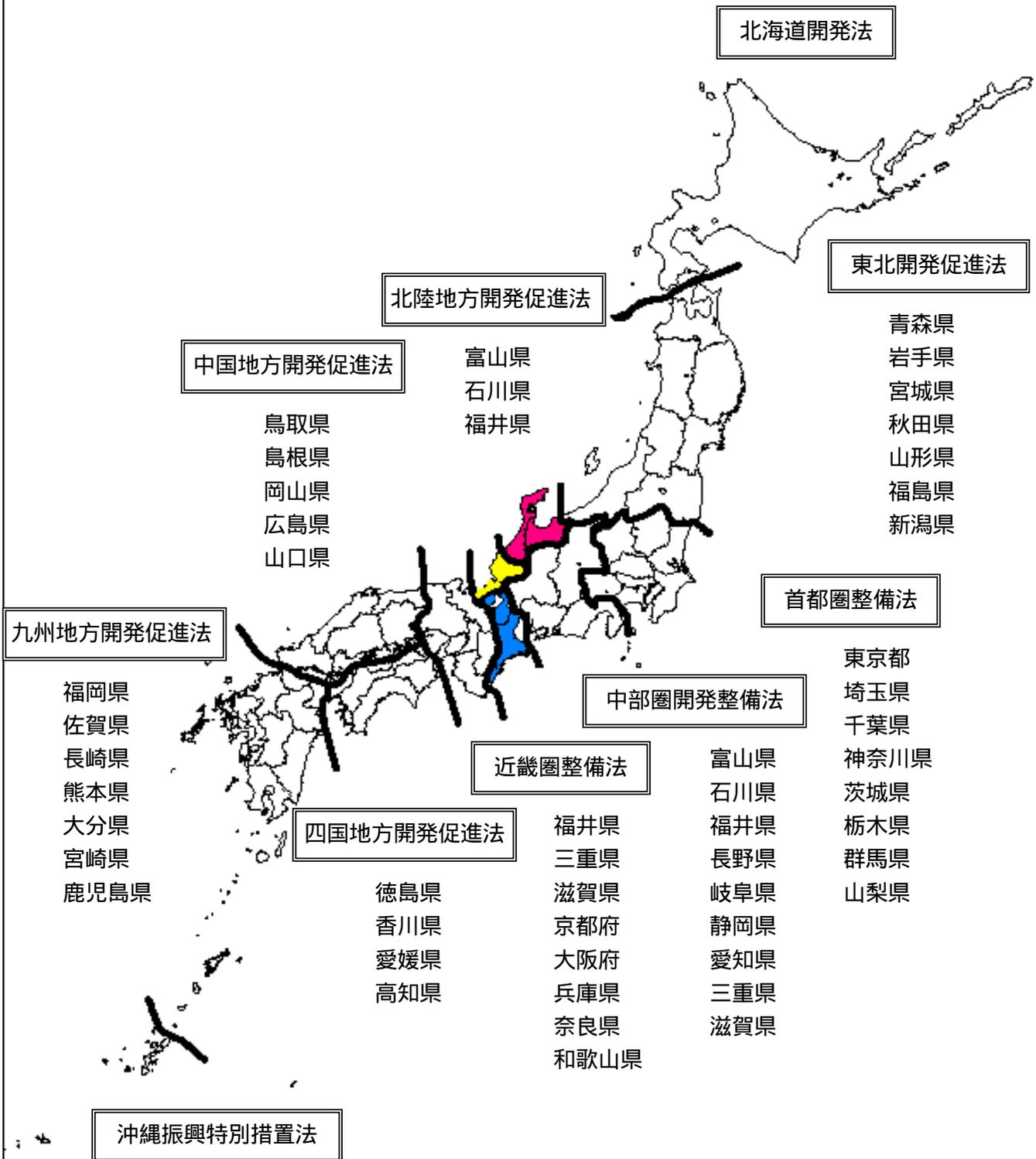
（その1）

東北開発促進計画	北陸地方開発促進計画
<p>【第1次（昭和33年8月15日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和33年度～昭和42年度</p> <p>2. 計画の性格 産業基盤整備のための施設整備を中心とする産業振興施設について、基本的な指針を与える。</p> <p>3. 計画の基本目標 東北地方における産業立地条件を整備し、各種の重要資源の総合開発を図り、これによって産業の振興を促進し、人口収容力の増大に務め、国民経済の発展に寄与する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 長期にわたる我が国の経済規模の地域的分担を考慮した開発の促進 交通、電力、産業関連等の基盤施設の重点的整備推進 資源開発の促進 産業開発の促進</p>	
<p>【第2次（昭和39年2月25日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和38年度～おおむね昭和45年度</p> <p>2. 計画の性格 開発の基本構想を明らかにするとともに、開発の促進に必要な国の施策の方針及び大綱を示す。また、域内における開発計画等の指針となる。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の拠点開発方式に即応 産業及び都市の配置を軸として東北地方における諸資源の開発利用並びに適正な産業立地の推進とそのために必要な産業基盤及び生活環境施設の整備を促進することにより、本地方の産業構造の高度化を期するとともに、住民生活の向上と地域格差の縮小を図り、国民経済の安定成長と国民生活の向上に資する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 開発拠点の配置形成と各開発拠点相互間の連携強化の促進 既成大集積地帯との経済的、時間的距離の短縮及び経済的関連の強化</p>	<p>【第1次（昭和39年2月25日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和38年度～おおむね昭和45年度</p> <p>2. 計画の性格 北陸地方における開発の基本構想を明らかにするとともに、開発の促進に必要な国の施策の方針および大綱を示す。また、域内における開発計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の拠点開発方式に即応 北陸地方における諸資源の開発利用と適正な配分を通じて、都市及び産業の適正な配置をはかり、地域格差の縮小を配慮しながら、本地方の経済に飛躍的発展の契機を与えるために、基盤整備を通じて産業構造の高度化をはかり、国民経済の均衡ある発展と民生の向上および福祉の増進に寄与する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 既成大集積との接続の強化 都市機能の拡充 産業の適正な配置、育成</p>
<p>【第3次（昭和54年3月20日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね10か年間</p> <p>2. 計画の性格 開発の基本方向を明らかにするとともに、開発の促進に必要な施策の方針及び大綱を示す。国及び関係地方公共団体の東北開発に関する事業実施の基本となるものであり、民間に対してはその投資活動等に関する指針としての役割を果たすことを期待する。さらに、域内における開発計画等の指針となる。</p> <p>3. 計画の基本目標 三全総の定住構想に即応 21世紀を見通した超長期の展望に立ち、国民生活の安定と国土の均衡ある発展を図るために、東北地方の果敢な役割を踏まえるとともに、本地方が抱える地域課題の解決を目指し、本地方の恵まれた国土資源の活用を図りつつ、豊かで明るい人間居住の総合的環境を形成する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 長期的に本地方への人口定住を実現していくための基礎条件の整備 都市と農山漁村を一体とした生活圏としての定住圏の整備 工業等の積極的な導入、育成等による産業構造の高度化 国土資源の有効利用と保全 域内における人的・物的交流の活性化</p>	<p>【第2次（昭和54年3月20日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね10年間</p> <p>2. 計画の性格 北陸地方における今後の開発の長期的かつ総合的な基本方向を明らかにし、開発の促進、定住構想の実現に必要な国の施策及び大綱を示す。また、域内における地域振興計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 三全総の定住構想に即応 均衡ある国土利用を図りつつ、北陸地方内のそれぞれの地域の地理的、社会的特性を生かしながら、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 国土の保全と土地、水等の適正利用、自然環境や歴史的環境の保全 都市、農山漁村の総合的居住環境の整備 就業機会の確保、産業の振興 高速交通体系、域内交通体系の確立</p>
<p>【第4次（平成元年3月22日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね平成12年（2000年）</p> <p>2. 計画の性格 長期的かつ総合的な視点から今後の開発方向と施策の推進のための方針及び大綱を示す。国や地方公共団体の事業実施の基本となるとともに、地域振興を図る上で重要な民間事業に対する指針となる。</p> <p>3. 計画の基本目標 四全総の交流ネットワーク構想に即応 交流ネットワーク構想の積極的な推進によって、域内各地域相互の連携の強化と自立的发展による東北地方全体の均衡ある発展を促し、緑豊かな自然にまつまれた個性と活力とゆとりのある開かれた東北を形成する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 交通、情報・通信体系の整備等による新しい国土の軸の形成 独創的な研究・技術開発の推進等による産業構造の高度化 域内・外の交流拡大による開かれた東北の形成 活力とゆとりある快適な居住空間の形成 東京圏の諸機能の積極的受入れ 国土資源の利用と保全</p>	<p>【第3次（平成2年5月29日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね平成12年（西暦2000年）</p> <p>2. 計画の性格 21世紀に向けて北陸地方の開発・発展を進めるため、広域的かつ戦略的な基本方向を展望し、国・地方公共団体の重点的な対応を明らかにするとともに、域内における民間活動の指針を示す。また、今後の社会情勢の変化や地域外への発展に対応し、多様な事業主体との調整、合意形成を重視する「開かれた」計画を目指す。</p> <p>3. 計画の基本目標 四全総の多極分散型国土形成の理念に即応 豊かな自然、良好な居住環境を維持・増進しつつ、北陸地方において地理的、歴史的に活発な「交流」の面に着目し、内外交流の一つの拠点としての開発・発展を目指す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 内外交流を促進するための交通、情報・通信ネットワークの形成 内外交流の拠点となる産業、教育・研究、文化等の機能の強化 都市機能の充実と都市圏軸を中心とした地域間の連携の強化 自然、歴史、文化、生活等諸環境の整備の推進による個性あふれる地域づくり</p>
<p>【第5次（平成11年3月30日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）概ね平成22～27(2010～2015)年</p> <p>2. 計画の性格 長期的かつ総合的な観点から今後の東北の開発方向と施策の推進のための方針及び大綱を示す。東北に関わるすべての人々のための計画となること、すなわち、国及び地方公共団体の東北に関する事業実施の基本となるとともに、地方公共団体が独自に事業を実施するに当たっての指針となり、また、地域振興を図る上で民間事業に対する指針及び住民等による自主的な地域づくりの指針となることが期待される。</p> <p>3. 計画の基本目標 21世紀の国土のグランドデザインの参加と連携による地域づくりに即応 21世紀の日本の多軸型国土構造形成を先導する自然共存型社会のフロンティアとして東北を整備し、都市機能や産業の集積、南北及び東西方向に展開する高速交通体系等から構成されるラダー型（梯子）型地域構造を形成する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） ゆとりある暮らしの中で、自然の恵み、都市のサービスを楽しむ東北の形成 世界と人々やもの、情報、文化が交流する開かれた東北の形成 魅力ある職場が存在し、産業に活力する東北の形成</p>	<p>【第4次（平成11年3月30日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）概ね2010～15年（平成22～27年）</p> <p>2. 計画の性格 北陸地方の開発を促進するために必要な国及び地方公共団体の事業実施の基本となるとともに、地方公共団体が独自に事業を実施するに当たっての指針となり、また、地域振興を図る上で民間事業にとつての指針及び地域住民等による自主的な地域づくりにとつての指針となることが期待される。</p> <p>3. 計画の基本目標 21世紀の国土のグランドデザインの参加と連携による地域づくりに即応 コンパクトな地域の中に変化に富んだ豊かな自然と魅力ある都市が重層的に共存し、ゆとりと利便性をあわせ享受することができ、人々の価値観に応じて多彩な生活や就業が可能な北陸しかも活力があり、また環日本海交流を先導する世界に開かれた北陸を目指す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 都市の連なりと三大都市圏への近接性を生かし、連携・交流する北陸を創造 優れた住環境の下で、自然に恵まれ文化の香り高い生活圏を創造 小さな世界企業等個性的な北陸産業の形成を促進 環日本海交流を先導し、新たな国際交流を展開する北陸を実現</p>

中国地方開発促進計画	四国地方開発促進計画
	<p>【第1次（昭和35年10月21日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和35年度からおおむね10年間</p> <p>2. 計画の性格 四国地方の開発促進のための国の施策及び大綱を示す。</p> <p>3. 計画の基本目標 先進地域との格差の拡大傾向を改善するため、交通体系の整備強化、資源の開発、経済の発展を図る。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 産業基盤の整備、適地産業の振興、土地の合理的利用 地域の特性に応じた開発 本土及び九州との連絡、河川水の利用の高度化、廃止塩田の利用</p>
<p>【第1次（昭和39年2月25日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和38年度～おおむね昭和45年度</p> <p>2. 計画の性格 中国地方における開発の基本構想を明らかにするとともに、開発の促進に必要な国の施策の方針および大綱を示す。また、地域内における開発計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の拠点開発方式に即応 中国地方における諸資源の開発利用と適正な配分を通じて、都市及び産業の適正な配置をはかり、地域格差の縮小を配慮しながら、本地方の経済に飛躍的発展の契機を与えるために、基盤整備を通じて産業構造の高度化をはかり、国民経済の均衡ある発展と民生の向上および福祉の増進に寄与する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 総合工業地帯の形成 内陸部、山陰地域における工業の振興 農林漁業の近代化</p>	<p>【第2次（昭和40年2月26日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和39年度～おおむね昭和45年度</p> <p>2. 計画の性格 四国地方における開発の基本構想を明らかにするとともに、開発の促進に必要な国の施策の方針および大綱を示す。また、地域内における開発計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の拠点開発方式に即応 四国地方における諸資源の開発利用と適正な配分を通じて、都市及び産業の適正な配置をはかり、地域格差の縮小を配慮しながら、本地方の経済に飛躍的発展の契機を与えるために、基盤整備を通じて産業構造の高度化をはかり、国民経済の均衡ある発展と民生の向上および福祉の増進に寄与する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 工業構造の高度化 農林漁業の生産性向上 域内外交通体系の確立 都市機能の整備 水資源の開発</p>
<p>【第2次（昭和54年3月20日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね10年間</p> <p>2. 計画の性格 中国地方における今後の開発の長期的かつ総合的な基本方向を明らかにし、開発の促進、定住構想の実現に必要な国の施策及び大綱を示す。また、地域内における地域振興計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の定住構想に即応 均衡ある国土利用を図りつつ、中国地方内のそれぞれの地域の地理的、社会的特性を生かしながら、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 国土の総合的管理、瀬戸内海の実環境保全 都市、農山漁村の総合的居住環境の整備 就業機会の確保、産業の振興 交通通信基盤の整備</p>	<p>【第3次（昭和54年3月20日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね10年間</p> <p>2. 計画の性格 四国地方における今後の開発の長期的かつ総合的な基本方向を明らかにし、開発の促進、定住構想の実現に必要な国の施策及び大綱を示す。また、地域内における地域振興計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の定住構想に即応 均衡ある国土利用を図りつつ、四国地方内のそれぞれの地域の地理的、社会的特性を生かしながら、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 国土の保全と土地、水等の資源の適正利用、瀬戸内海の実環境保全 就業の場の確保、産業の振興 都市、農山漁村の総合的居住環境の整備 地方内外を結ぶ幹線交通体系の整備、域内外交通体系の確立</p>
<p>【第3次（平成2年5月29日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね平成12年（西暦2000年）</p> <p>2. 計画の性格 21世紀に向けて中国地方の開発・発展を進めるため、広域的かつ戦略的な基本方向を展望し、国・地方公共団体の重点的な対応を明らかにするとともに、地域における民間活動の指針を示す。また、今後の社会情勢の変化や地域外への発展に対応し、多様な事業主体との調整、合意形成を重視する「開かれた」計画を目指す。</p> <p>3. 計画の基本目標 四全総の多極分散型国土形成の理念に即応 既存の集積、隣接地域との交流を活かしつつ、高次都市機能の充実と地域内のネットワークの強化を図ることによって、一つ一つの都市、地域がその個性を競いながらも協力して地域全体として総合力を発揮できる「拠点連携型」の中国地方の形成を進める。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 拠点的な都市圏の育成による高次都市機能の充実と中枢機能の強化 拠点都市間を結ぶ交通、情報・通信ネットワークの強化 産業の高度化と個性豊かな地域づくり 瀬戸内海の広域的再生と日本海の活用</p>	<p>【第4次（平成2年5月29日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね平成12年（西暦2000年）</p> <p>2. 計画の性格 21世紀に向けて四国地方の開発・発展を進めるため、広域的かつ戦略的な基本方向を展望し、国・地方公共団体の重点的な対応を明らかにするとともに、地域における民間活動の指針を示す。また、今後の社会情勢の変化や地域外への発展に対応し、多様な事業主体との調整、合意形成を重視する「開かれた」計画を目指す。</p> <p>3. 計画の基本目標 四全総の多極分散型国土形成の理念に即応 域外の大集積に依存するという形での開発、発展の動きを転換し、個性あふれた魅力ある四国地方の形成に向けて、域内の潜在力を見直し、自律的な開発・発展の可能性を問い直す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 域内外の連関を高めるための交通ネットワークの整備 定住のための環境整備 瀬戸内海の広域的再生と太平洋の活用</p>
<p>【第4次（平成11年3月30日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）概ね2010～15年（平成22～27年）</p> <p>2. 計画の性格 中国地方の発展を促進するために必要な国及び地方公共団体の事業実施の基本となるとともに、地方公共団体が独自に事業を実施するに当たった指針となり、また、地域振興を図る上での民間にとつての指針及び地域住民等による自主的な地域づくりにとつての指針となること期待される。</p> <p>3. 計画の基本目標 21世紀の国土のグランドデザインの参加と連携による地域づくりに即応 変化に富んだ豊かな自然と魅力ある大小様々な都市が重層的に共存し、ゆとりと利便性をあわせ享受することができ、人々の価値観に応じて多彩な生活や就業が可能な中国 しかも活力があり、また世界に開かれ、貢献・交流する中国を目指す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 都市の分散型分布を生かし、域外にも開かれ、連携・交流する中国を創造 多様な主体の参加と連携により、多自然居住地域の創造を先導 産業技術集積を生かし、創造的な産業社会への転換を促進 世界に貢献し、交流する中国を実現</p>	<p>【第5次（平成11年3月30日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）概ね2010～15年（平成22～27年）</p> <p>2. 計画の性格 四国地方の発展を促進するために必要な国及び地方公共団体の事業実施の基本となるとともに、地方公共団体が独自に事業を実施するに当たった指針となり、また、地域振興を図る上での民間事業にとつての指針及び地域住民等による自主的な地域づくりにとつての指針となること期待される。</p> <p>3. 計画の基本目標 21世紀の国土のグランドデザインの参加と連携による地域づくりに即応 変化に富んだ豊かな自然と魅力ある都市が重層的に共存し、ゆとりと利便性をあわせ享受することができ、人々の価値観に応じて多彩な生活や就業が可能な四国 しかも活力があり、またアジア・太平洋地域を始め世界に開かれた四国を目指す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 本四3架橋時代の到来を生かし、域内外にわたって広域的に連携・交流する四国を創造 自然、歴史・文化と共に、高齢者も安心して暮らしが味わえる生活圏を創造 特色ある創造的な企業群の形成による産業構造の高度化を促進 アジア・太平洋地域と交流する四国を実現</p>

九州地方開発促進計画
<p>【第1次（昭和34年11月27日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和34年度から昭和42年度</p> <p>2. 計画の性格 九州地方の開発目標と、これを達成するために必要な施策の基本的な方向を示す。</p> <p>3. 計画の基本目標 九州地方における資源の開発、産業立地条件の整備ならびに災害の防除を推進するとともに、九州地方産業経済の発展と民生の安定を図り、我が国経済の安定的発展に資する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 雇用機会の増加、生活水準の向上、産業及び人口分布の適正化のための適地産業の振興 地域の特性に応じた開発 交通施設、電力施設及び産業関連施設の整備、未開発地域の基盤整備 国土保全施設の整備</p>
<p>【第2次（昭和39年2月25日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）昭和38年度～おおむね昭和45年度</p> <p>2. 計画の性格 九州地方における開発の基本構想を明らかにするとともに、開発の促進に必要な国の施策の方針および大綱を示す。また、地域内における開発計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 全総の拠点開発方式に即応 九州地方における諸資源の開発利用と適正な配分を通じて、都市及び産業の適正な配置をはかり、地域格差の縮小を配慮しながら、本地方の経済に飛躍的発展の契機を与えるために、基盤整備を通じて産業構造の高度化をはかり、国民経済の均衡ある発展と民生の向上および福祉の増進に寄与する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 農林漁業の構造改善、生産性の向上 既存工業の体質改善、高度加工工業の重点的誘致、地場産業、中小企業の育成 都市集積の活用</p>
<p>【第3次（昭和54年3月20日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね10年間</p> <p>2. 計画の性格 九州地方における今後の開発の長期的かつ総合的な基本方向を明らかにし、開発の促進、定住構想の実現に必要な国の施策及び大綱を示す。また、地域内における地域振興計画等の指針となるべきものである。</p> <p>3. 計画の基本目標 三全総の定住構想に即応 均衡ある国土利用を図りつつ、九州地方内のそれぞれの地域の地理的、社会的特性を生かしながら、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 国土の保全と土地、水等の資源の適正利用 就業機会の確保、産業の振興 都市、農山漁村の総合的居住環境の整備 エネルギーの安定供給の確保 幹線交通通信体系、域内交通通信体系の確立</p>
<p>【第4次（平成2年5月29日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）おおむね平成12年（西暦2000年）</p> <p>2. 計画の性格 21世紀に向けて九州地方の開発・発展を進めるため、広域的かつ戦略的な基本方向を展望し、国・地方公共団体の重点的な対応を明らかにするとともに、地域における民間活動の指針を示す。また、今後の社会情勢の変化や地域外への発展に対応し、多様な事業主体との調整、合意形成を重視する「開かれた」計画を目指す。</p> <p>3. 計画の基本目標 四全総の多極分散型国土形成の理念に即応 我が国のアジアに向けての拠点としての位置づけの下に、自律的な広域経済圏を確立する。このため、産業の高度化、都市機能の集積を図るとともに、ネットワークの形成によって九州一体としての機能強化を進め、アジア地域との交流を促進する。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 域内循環の活発化のための交通、情報・通信ネットワークの形成 高度な技術、教育、研究、文化の集積と、その連携による産業構造の高度化 都市機能の一層の高度化と地域振興等 国際化、特にアジアに向かっての拠点の整備</p>
<p>【第5次（平成11年3月30日閣議決定）】</p> <p>1. 計画期間（目標年次）概ね2010～15年（平成22～27年）</p> <p>2. 計画の性格 九州地方の発展を促進するために必要な国及び地方公共団体の事業実施の基本となるとともに、地方公共団体が独自に事業を実施するに当たっての指針となり、また、地域振興を図る上での民間事業にとっての指針及び地域住民等による自主的な地域づくりにとっての指針となることが期待される。</p> <p>3. 計画の基本目標 21世紀の国土の「グッドデザイン」の参加と連携による地域づくりに即応 変化に富んだ美しい自然と魅力ある相当規模の都市が共存し、ゆとりと利便性をあわせ享受することができ、人々の価値観に応じて多彩な生活や就業が可能な九州しかも活力があり、また世界に開かれ、アジアと一体化して発展する九州を目指す。</p> <p>4. 計画の基本方針（重点課題） 相当規模の都市と豊かな自然が織りなす多様な地域が連携・交流する九州を創造 自然と共に安全で安心して暮らせ、誇りが持てる生活圏を創造 知識集約化に向けて産業の高度化を促進 歴史的・文化的繋がりを生かし、アジアとの一体的発展に向けた国際交流を先導する九州を実現</p>

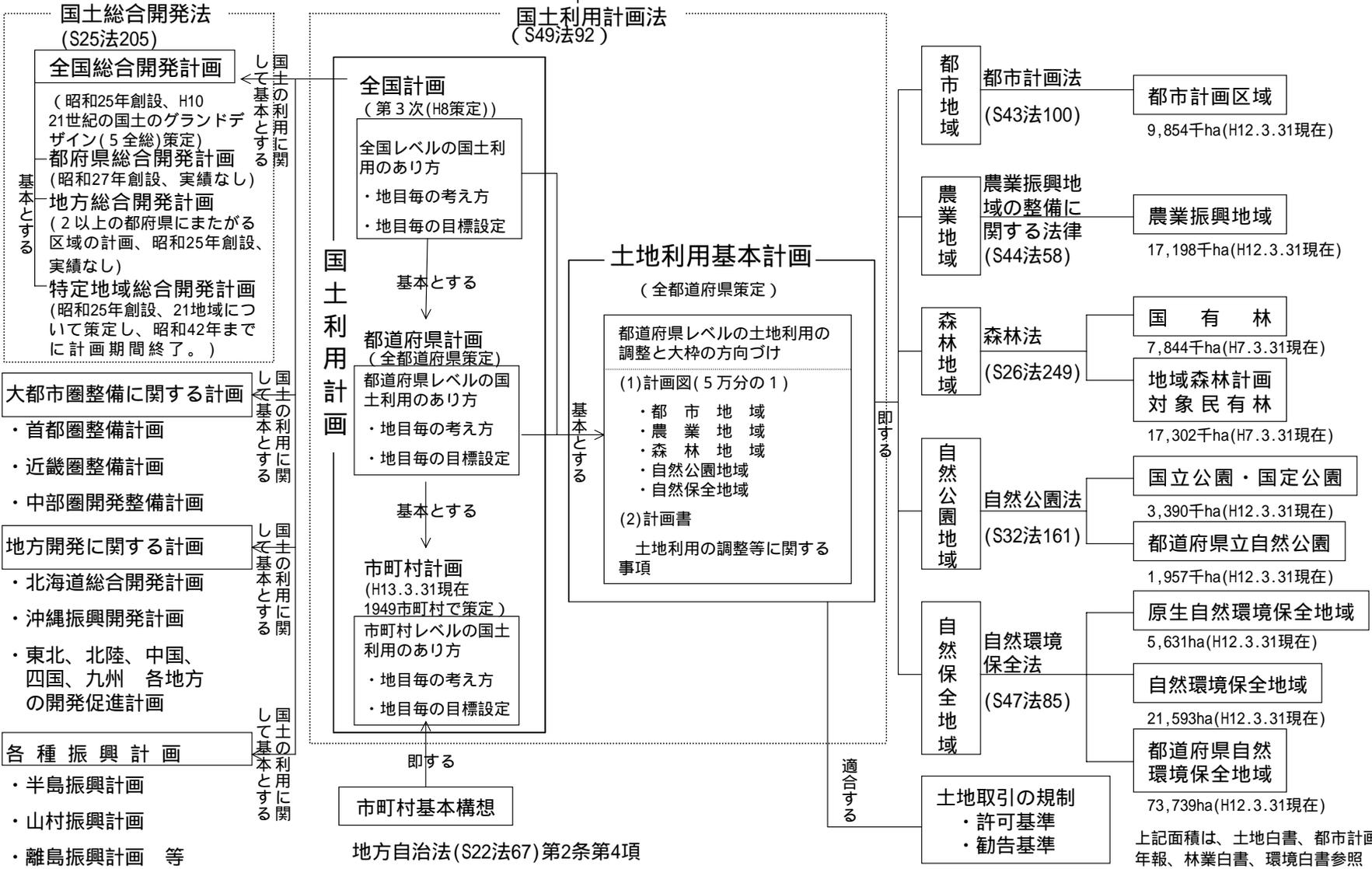
ブロック計画の計画圏域



福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

国土計画および土地利用計画の体系

土 地 基 本 法 (H元法 8 4)



上記面積は、土地白書、都市計画年報、林業白書、環境白書参照

地方自治法(S22法67)第2条第4項

土地利用基本計画の内容

五地域区分（計画図）

地域区分	国土利用計画法上の規定	運用（注）
都市地域 （9,964千ha）	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法に基づく都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域 （17,278千ha）	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域 （25,464千ha）	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域
自然公園地域 （5,379千ha）	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域 （102千ha）	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

- （注）1：5万分の1の地形図により上記の地域を定める。
 2：五地域は重複して指定されており、五地域面積の単純合計は58,189千haと、国土面積（3,779千ha）に比して約1.6倍となっている。
 3：運用欄については、「土地利用基本計画の見直しについて（昭和53年12月1日付け53国土利第411号局長通達）」によるもの。

土地利用基本計画の土地利用の調整等に関する事項（計画書）

- a 土地利用の基本方向
都道府県土地利用の基本方向と土地利用の原則を記載。
- b 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 五地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれ相互の複合または競合の関係を検討し、土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載。
- c 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
おおむね20ha以上の大規模な計画的開発が公的機関により実施される場合、その土地利用を円滑に行うため、計画書にその目的、規模、位置を計画書に記載。記載事業に係る土地の譲渡所得に対しては、課税の特別控除あり。

市町村の策定する主な土地利用に関する計画

計画名 [対象範囲]	根拠法・事業 名、施行日(開 始年)	計画策定の趣旨・目的	計画内容	策定手続	策定市町村 <策定義務 の有無>
市町村の基本 構想 [全域]	地方自治法第2 条第4項 昭和44年3月25 日施行	地域における行政運営を 総合的かつ計画的に行う		・議会の議決	3,198市町村 (平成7年5 月1日現在) <義務>
国土利用計画 (市町村計画) [全域]	国土利用計画法 第8条 昭和49年9月10 日施行	総合的かつ計画的な国土 の利用を図る	当該市町村の区域における国土の利用 に關し必要な事項 国土の利用に関する基本構想 国土の利用目的に応じた区分ごとの規 模の目標及びその地域別の概要 これらの事項を達成するために必要な 措置の概要	・議会の議決 ・住民の意向を反映させるための 措置 ・都道府県知事への報告及び要旨 の公表 ・都道府県知事による必要な助言 又は勧告	1949市町村 で策定(平 成13年3月 31日現在) <任意>
土地利用調整 基本計画 [全域]	土地利用転換計 画策定等補助金 平成9年度より	市町村において目指すべ き土地利用の基本方向を 明らかにする	計画書(土地利用の基本方向、土地利 用誘導区域、特に土地利用の調整が必 要と認められる地域において土地利用調 整上留意すべき事項) 計画図	・住民の意向の把握	49市町村 (平成9～1 2年累計)< 任意>
地区土地利用 調整計画 [土地利用の調 整が特に必要と 認められる地 域]	土地利用転換計 画策定等補助金 平成9年度より	各種土地利用の混在によ り特に土地利用の調整が 必要と認められる地域に おける適切な土地利用の 誘導を図る	計画対象区域の位置付け及び現状 調整計画対象区域の土地利用構想 の構想を実現するために必要な事 項	・協議会(当該市町村の職員、住 民、学識経験者等から構成される 計画全般の検討を行う組織)にお ける意見聴取	28市町村 (平成9～1 2年累計)< 任意>
地域環境総合計 画 [全域]	地域環境総合計 画策定事業費補 助金平成7年度 より	全国レベルでの総合的かつ 計画的な環境政策の実 施を図るために国と地方 が有機的な連携を保つた ため、及び「持続可能性を基 本とする地域づくり」といっ た、新しい環境基本計画 の理念や地域づくりの考 え方等を地域レベルで実 効性を持って展開する	国の環境基本計画の方向に沿いつつ地 域の自然的社会的条件に応じた、住民に 密着した細かい施策や取組等	特に定めなし	全市町村の 約1割(平成 12年度末現 在)<任意 >
市町村の都市 計画に関する 基本的な方針 [全域]	都市計画法第18 条の2 平成5年6月25日 施行		都市計画に関する基本的な方針	・公聴会の開催等住民の意見を反 映させるために必要な措置 ・公表 ・都道府県知事に通知	609市町村 (平成11年 12月現在) <任意>
市町村都市計 画(地区計画) [用途地域] [用途地域以外 で一定の条件 を満たすもの]	都市計画法第12 条の5 昭和56年4月25 日施行	建築物の建築形態、公共 施設その他の施設の配置 等からみて、一体としてそ れぞれの区域の特性にふ さわしい態様を備えた良 好な環境の各街区を整備し、 及び保全する	・地区計画の種類、名称、位置等 ・地区計画の目標その他当該区域の整 備、開発及び保全に関する方針並びに 地区施設及び建築物等の整備並びに土 地の利用に関する計画(地区整備計画)	・土地所有者等の意見聴取 ・審議会の議 ・地区施設の配置及び規模等につ いては都道府県と協議(同意が必要) ・住民又は利害関係人が、地区計 画の決定、変更、地区計画の案の 内容となるべき事項を申出(条例に	697市町村 (平成12年3 月31日現 在)<任意 >
準都市計画区 域 [都市計画区域 以外の区域]	都市計画法第5 条の2 平成13年5月18 日施行	放置すれば、将来におけ る都市としての整備、開発 及び保全に支障が生じる おそれがある都市計画区 域以外の区域における土 地利用の整序		・審議会の意見聴取 ・都道府県と協議(同意が必要) ・公告	実績なし(平 成13年7月 現在)<任 意>
市町村の定め る農業振興地 域整備計画 [農業振興地域]	農業振興地域の 整備に関する法 律第8条 昭和44年9月27 日施行	農業の健全な発展を図る ため、土地の農業上の利 用と他の利用との調整に 留意して、集団的優良農 地等の農用地区域を保全し、当該農業地域について 農業に関する公共投資そ の他農業振興に関する施 策を計画的に推進する	農用地利用計画(農用地等として利用 すべき区域の指定) 農業生産基盤の整備・開発に関する事 項 農用地等の保全に関する事項 農業経営の規模の拡大及び農用地等 の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進に関する事項 等	・農用地利用計画の公告縦覧(30 日間) ・国有地を含めて農用地区域を定 めるときは、その国有地を所管する 各省各庁のの長の承認が必要 ・農業委員会等の意見聴取 ・都道府県知事と協議(農用地利用 計画については同意が必要) ・公告縦覧	3,061市町村 (平成12年3 月末現在) <義務>
市町村森林整 備計画 [地域森林計画 の対象となる民 有林]	森林法第10条の 5 昭和58年10月1 日施行 平成11年度～ (地域森林計画 の対象となる森 林の所在する全 ての市町村)	地域の実情に応じた適切 な森林整備の推進	伐採、造林、保育その他森林の整備に 関する基本的事項 立木の標準伐期齡、立木の伐採の標 準的な方法その他森林の立木竹の伐採 に関する事項 造林樹種、造林の標準的な方法そ の他造林に関する事項 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐 及び保育の標準的な方法その他間伐及 び保育の基準 等	・公告縦覧(30日間) ・関係森林管理局長の意見聴取 (国有林) ・都道府県知事協議(農林水産大 臣の認定を受けた森林施行計画の 対象となる森林が存するときは都 道府県知事及び農林水産大臣) ・公表 ・知事、森林管理局長に写しを送付 ・市町村森林整備計画の案に対す る意見の要旨及び処理結果の公表	3,038市町村 (平成13年5 月1日) <義務>

条例制定権の範囲

条例制定権の根拠

憲法第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で條例を制定することができる。

地方自治法

(平成11年地方分権一括法による改正後) (改正前)

第2条 (略)

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する

3 (削除)

第2条 (略)

2 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

3 前項の事務を事例すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

～ (略)

法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他の業態に基づく地域等に関し制限を設けること。

～ 22 (略)

第14条 (改正なし)

1 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2～3 (略)

平成11年地方分権一括法による条例制定権の明確化

「・・・事務の例示規定中に「法律の定めるところにより」とあるのは、法律の定めるところによってしか地方公共団体は当該事務を処理することができないという趣旨であるとされ、一般的にこれらの行政領域においては条例の制定が許されないとされてきたところである。」

「今回の改正においては、新たに第1条の2を設け、地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に処理する役割を広く担うことを規定した。また、地方公共団体が広範な事務処理権能を有することは、今日においては広く国民に理解されているところであり、事務の例示規定はかえって事務の範囲を限定するような誤解を与えかねないことから、この際、削除することとした。」

(平成11年発行「Q&A改正地方自治法のポイント」地方自治制度研究会編 P.17～18)

条例制定権

固有事務	機関委任事務
法令に反しない限り可	不可



自治事務	法定受託事務
法令に反しない限り可	

今後の調査審議の課題

平成13年3月15日
国土交通省

1. これまでの国土審議会での調査審議

平成10年3月に第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定されて以降、国土審議会においては、政策部会を設置し、計画の効果的推進方策に関する検討、並びに国土計画の理念の明確化、地方分権等諸改革への対応等の要請に応え得る新たな国土計画体系の確立を目指した調査審議を進めてきた。

このうち、計画の効果的推進方策については、平成11年6月に、計画に掲げる4つの戦略の具体的推進方策である「『21世紀の国土のグランドデザイン』戦略推進指針」をとりまとめ、関係22省庁により構成される「『21世紀の国土のグランドデザイン』推進連絡会議」においてこれを決定するに至った。

また、新たな国土計画体系の確立については、「21世紀の国土のグランドデザイン」や「第2次地方分権推進計画」での指摘を踏まえつつ、昨年11月に、政策部会と土地政策審議会計画部会の共同で、今後構築されるべき国土計画体系の基本方向と新たな制度確立にあたって検討すべき課題を指摘した「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)をとりまとめた。

2. 調査審議事項

上記の調査審議経過を踏まえ、以下の項目について、平成14年秋頃を目途に調査審議を進める。

「国土計画の新たな課題」の検討

グローバル化やIT革命の急速な進展、公的債務の大幅な累積等「21世紀の国土のグランドデザイン」策定後の経済社会情勢の変化を踏まえ、今日的課題に対応した計画のフォローアップを実施するとともに、国土計画の新たな課題を明らかにする。

「新たな国土計画制度」の検討

「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)や、の「国土計画の新たな課題」を踏まえ、新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行う。

「国土計画の新たな課題」に係る当面の検討課題

1．グローバル化・IT革命と地域の発展

グローバル化・IT革命への積極的な対応により、わが国各地域の活力再生が求められている中、グローバル化・IT革命等に伴う産業構造の転換、地域経済の盛衰等のメカニズムを分析し、わが国及び地域の経済活力再生への課題を明らかにする。

2．安全な国土の形成

近時の多発する災害により、安全な国土の形成への国民的ニーズが高まる中、国土における諸活動等の展開に関し、災害に対する「リスク管理」の視点をも踏まえ現状分析・将来展望することにより、安全な国土形成への課題を明らかにする。

3．経済社会システムの変容と国土・地域

人口減少、少子・高齢化、さらにはバブル経済・土地神話の崩壊等の経済・社会の変化や個人のライフスタイルの変化に対応して、経済・社会システムの転換が求められる中で、企業の経営戦略、国民の生涯における職住のあり方、都市・農村を通じた地域社会のあり方等の変貌が予想される。こうした経済社会システムの変容に対応した国土計画の課題を明らかにする。

4．投資制約と社会資本の整備・管理

財政制約、投資制約が高まる一方、既存社会資本ストックの維持更新需要の急拡大が見通され、効率的・重点的な社会資本整備・管理が不可欠となっている中、分野別・地域別の主要な社会資本ストックと、それによって生み出されるサービスの現状を分析し、将来を展望することにより、今後の社会資本整備・管理の課題を明らかにする。

5．循環型・環境共生型の国土の形成

地球温暖化等の地球環境問題や、エネルギー・食料等の資源制約に対応するために、経済社会システム、国民の生活様式の変革が求められる中、国土・地域での諸活動の展開を環境負荷や生態系維持等の観点から分析し、循環型・環境共生型の国土形成に向けた課題を明らかにする。

「新たな国土計画制度」に係る当面の検討課題

「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告、平成12年11月)や「国土計画の新たな課題」を踏まえつつ、国土計画における国と地方の役割分担のあり方や、計画評価の枠組みを中心として、以下のとおり新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行う。

1．国と地方の役割分担

地方分権時代の国土計画における国と地方公共団体の役割分担のあり方について検討する。特に(1)「国の計画」の策定過程への地方公共団体の参加、(2)「国の計画」の内容に関する地方公共団体の役割・責務、(3)国と地方公共団体の調整の仕組み等について、複数の都道府県域を対象とする広域計画のあり方を含め検討する。

2．国土基盤整備の重点化・効率化のあり方

国土計画において、国土基盤整備・評価の基準の明確化、国土基盤整備の分野別・地域別配分の重点化等に対する指針性の向上を図るため、「国土計画の新たな課題」の検討をも踏まえつつ、国民的課題である国土基盤整備の重点化・効率化のあり方について検討する。

3．土地利用の新たな指針

土地利用に関し、国の行政機関や地方公共団体に対する国土計画の指針性の向上を図るため、工業用地等の開発需要が沈静化する一方、里山林等身近な自然の減少、耕作放棄地の増大、森林維持の困難が懸念されるなどの状況を踏まえ、土地利用に関連する新たな要請を明らかにし、国土計画において示すべき指針について検討する。

国土審議会基本政策部会の調査審議事項及び スケジュールについて

平成13年 5月16日
国土交通省国土計画局

1. これまでの国土審議会での調査審議

平成10年3月に第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定されて以降、国土審議会においては、政策部会を設置し、国土計画の理念の明確化、地方分権等諸改革への対応等の要請に応え得る新たな国土計画体系の確立を目指した調査審議を進めてきた。昨年11月には、政策部会と土地政策審議会計画部会の共同で、今後構築されるべき国土計画体系の基本方向と新たな制度確立にあたって検討すべき課題を指摘した「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)をとりまとめた。

本年3月には、上記の事項について円滑な調査審議を図るため、国土審議会に基本政策部会を置くこととなった。

2. 調査審議事項

上記の調査審議経過を踏まえ、以下の項目について、調査審議を進め、その結果は逐次国土審議会に報告することとする。

「国土計画の新たな課題」の検討

グローバル化やIT革命の急速な進展、公的債務の大幅な累積等「21世紀の国土のグランドデザイン」策定後の経済社会情勢の変化を踏まえ、今日的課題に対応した計画のフォローアップを実施するとともに、国土計画の新たな課題を明らかにする。

「新たな国土計画制度」の検討

「21世紀の国土計画のあり方」(国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告)や、の「国土計画の新たな課題」を踏まえ、新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行う。

3. 調査審議スケジュール

本年中に第2～4回基本政策部会を開催し、第4回基本政策部会(本年11月を目途)において中間報告をとりまとめる。平成14年以降、さらに審議を進め、同年秋頃を目途に部会報告をとりまとめる。

国土審議会基本政策部会委員

部 会 長
部会長代理

池 谷 奉 文	(財)日本生態系協会会長
井 上 繁	常磐大学コミュニティ振興学部教授
岩 崎 美紀子	筑波大学社会科学系教授
大 西 隆	東京大学先端科学技術研究センター教授
奥 野 信 宏	名古屋大学総長特別補佐
清 原 慶 子	東京工科大学メディア学部長
香 西 昭 夫	住友化学工業(株)代表取締役会長
齋 藤 邦 彦	日本労働研究機構理事長
佐 和 隆 光	京都大学経済研究所長
柴 田 大三郎	広島県瀬戸田町長
島 田 精 一	日本ユニシス(株)代表取締役社長
生源寺 眞 一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
須 田 寛	東海旅客鉄道(株)代表取締役会長
高 橋 進	(財)公庫住宅融資保証協会理事長
武 内 和 彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
丹 保 憲 仁	放送大学学長
鎮 西 迪 雄	農業者年金基金理事長
堤 富 男	中小企業金融公庫総裁
寺 澤 則 忠	日本政策投資銀行副総裁
中 井 検 裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
中 川 博 次	立命館大学理工学部教授
中 村 徹	(社)日本観光協会会長
中 村 英 夫	武蔵工業大学環境情報学部教授
西 垣 昭	東京電力株式会社顧問
端 信 行	京都橘女子大学文化政策学部教授
早 瀬 昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長
平 野 拓 也	海洋科学技術センター理事長
藤 田 宙 靖	東北大学大学院法学研究科教授(平成14年9月29日付辞任)
星 野 進 保	総合研究開発機構特別研究員
森 繁 一	地方公務員共済組合連合会理事長
森 地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
矢 田 俊 文	九州大学大学院経済学研究院長
渡 辺 修	(財)休暇村協会理事長

(五十音順)

「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」に関する審議経過

- 平成13年 3月15日 第1回国土審議会
今後の調査審議の方向について
- 5月16日 第1回基本政策部会
今後の調査審議の進め方について
- 9月14日 第2回基本政策部会
検討状況について
- 10月29日 第3回基本政策部会
中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」(素案)
について
- 11月29日 第4回基本政策部会
中間報告(案)について
- 12月27日 第2回国土審議会
基本政策中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり
方」について
- 平成14年 1月
ゝ 地方公共団体や地域の経済団体等からの意見聴取
6月
- 6月28日 第5回基本政策部会
「中間報告」に対する意見聴取結果報告
報告書とりまとめに向けた主要な論点について
- 10月18日 第6回基本政策部会
基本政策部会報告(案)について
国土のモニタリングの試行報告